

インド特許庁への手続期限の再延長について

2021年5月5日
JETRO ニューデリー

2021年3月末以降のインドにおける新型コロナウイルス感染拡大の第2波の影響を踏まえ、2021年4月27日付でインド最高裁が、先に終了を決定した各種の手続期限延長を回復する命令¹を発出した。そして、この回復による再延長は、更なる裁判所命令が発出されるまでとされている。

インド特許意匠商標総局(O/o CGPDTM、以下「インド特許庁」と称する)は、各種の手続期限に関して、現時点で何ら公式なアナウンス等を行っていない。出願人等におかれては、現地代理人に問い合わせる等して適切な対応を検討されたい。

なお、2021年3月8日、インド最高裁は命令²を発出し、各種の手続期限延長は初期の目的を達したとして、その終了を決定し、2021年3月24日、インド特許庁はそのウェブ上で、延長されてきた各種手続期限に関して、インド最高裁による2021年3月8日付けの命令に従った対応をとるよう関係者に通知³していた。

追記：

インド特許庁は、2021年5月21日付けの通知⁴を公表し、先のインド特許庁による2021年3月24日付けの通知を撤回するとともに、2020年3月15日より後に期限を向かえる、インド特許庁に対する各種の手続期限を、今後、最高裁が決定／命令する期日としている。

以上

¹https://www.jetro.go.jp/newsletter/ind/2021/IPR/Order_27-Apr-2021.pdf

²https://main.sci.gov.in/supremecourt/2020/10787/10787_2020_31_1501_26732_Judgement_08-Mar-2021.pdf

³http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/721_1_24.03.2021_Public_Notice.pdf

⁴http://www.ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/News/725_1_21.5.2021_Public_Notice-Final.pdf